

○大田原市建築行為等に係る道路後退用地の整備要綱第14条（委任事項）について

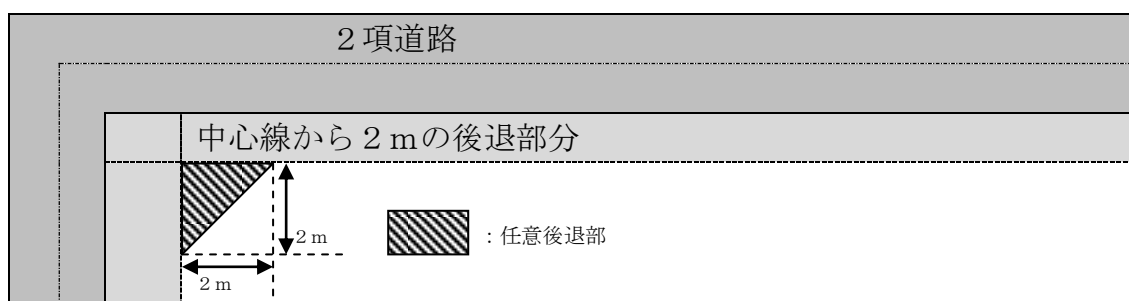
大田原市建築行為等に係る道路後退用地の整備要綱（以下「要綱」という。）第14条に規定する、市長が別に定める必要な事項について、次のとおり定める。

（すみ切り部の任意後退について）

第1条 要綱第4条第1項第1号（寄付）又は第2号（無償使用承諾）による協議に基づいた道路後退以上に更にすみ切り部として任意に後退する場合、大田原市道路位置指定基準までの範囲において、その任意に後退する部分（以下「任意後退部」という。）を同第4条第1項第1号若しくは同条第2号に含めて協議することができるものとする。

2 前項の規定する道路後退と要綱第4条第1項第3号（機能保全）による道路後退に交差するすみ切り部の範囲についても、上記の範囲とする。

例1 すみ切りの例



任意後退部（斜線部）として協議できる面積は、位置指定基準によるすみ切り寸法が2mとなるので、2m以下の寸法で計算して得られた面積までとなる。（この例の場合は2㎡）

（すみ切りの判断と取り扱い）

第2条 市道（道路法に基づく道路）と市の所有する道路など異なる道路の交差部におけるすみ切りについては、角地の隅角を等分する線により、それぞれの道路による任意後退部と判断し、いずれの場合も建築基準法上の道路には該当しないものとして取り扱う。ただし、市道による任意後退部を寄付する場合においてのみ、当該部を市道として取り扱う。

例2

